慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	オスマン朝下イスタンブルにおける食料・物資供給に関する一考察：ウスキュダルの皮革・果物・花卉の供給を中心に
Sub Title	Food and Material Supply in Ottoman Istanbul : Leathers, Fresh Fruits and Flowers from Üsküdar in Eighteenth Century
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.1/2 (2010. 3) ,p.173- 196
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0173

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

オスマン朝下イスタンブルにおける食料・物資供給に関する一考察

――ウスキュダルの皮革・果物・花卉の供給を中心に――

藤木　健二

一　はじめに

オスマン朝下イスタンブルへの食料・物資供給は、帝国内の供給や流通を最優先する政府の統治のあり方を理解する上で不可欠な問題として研究者の関心を集めてきた。その研究は、基礎食料である小麦や食肉の供給とそれに関する財政や税制の実態解明を中心に進められ、近年、着実に成果をあげている[1]。今後の課題は、先行研究の蓄積を踏まえて小麦・食肉供給の理解を深めつつ、これまで軽視される傾向にあった他の供給についても検証してゆくことであろう。なかでも、一部の食料・物資がイスタンブルやその周辺で自給的に生産されたという事実は、先行研究において小麦や食肉が重視され、地方からの供給が強調された結果、その重要性にも拘らず看過されてきたように思われる。イスタンブル市外区（アジア側のウスキュダル Üsküdar[2]、金角湾以北のガラタ Galata、市壁以西のエユプ Eyüp から成る周辺地区）に関する史料をみると、そこでは市内区（マルマラ海、ボスポラス海峡、金角湾、市壁に囲まれた中心地区）に隣接する地の利を活かし、生鮮食品や花卉といった主に鮮度の問われる品物が生産され、市内区に供給されたことを示す事例が散見される。したがって市外区のこうした生産活動がイスタンブルの食料・物資供給に一定の役割を果たしたと考えられるが、その実態は殆ど明らかにされてこなかったのである。

市外区が、地方から供給された食料・物資の消費地であると同時に、市内区向けの生産・供給も行うという二面性を持つに至った背景には、その開発と発展をめぐる

歴史的展開があった。治安の比較的安定したイスタンブルでは、市内区だけでなく市外区での定住も早い段階から進んだが、金角湾やボスポラス海峡における渡し船による海上交通が発達したため、市外区の定住化は主に沿岸部で進行し、内陸部では僅かに村落が形成されるに留まった。例えばウスキュダルでは、一五世紀後半にアナトリアから多数の移住者が定住したことを契機に、沿岸部のルーム・メフメト・パシャ・モスク Rum Mehmed Paşa Camii を中心とする地区において都市化が進み、以後、この地区はアナトリアからの隊商の終着地として独自の発展を遂げた。一六世紀末までに都市部は古ヴァーリデ・モスク Atik Valide Camii やドアンジュラル・モスク Doğancılar Camii の辺りにまで拡大し、人口はイスタンブル全体の一〇分の一に相当する四―五万に達したと考えられている。ただし一七世紀以降、都市部の拡大は殆どみられず、一八世紀末のセリム三世の治世に行われた南部のハレム Harem 地区の開発も大きな影響を及ぼすことはなかった。[3] こうした定住化・都市化の結果、市外区では、温存された後背地で生産した食料・物資を沿岸部の都市に集積し、海上輸送によって市内区に供給することが可能となったのである。

本稿では以上を踏まえ、一八世紀の史料においてウスキュダルから市内区への供給が観察される皮革、果物、花卉を取り上げ、その供給・販売の実態を明らかにしつつ、イスタンブルにおける市外区から市内区への食料・物資供給について考察したい。ウスキュダルから市内区に供給された食料・物資の品目構成や数量などは明らかでないが、これらの保存性の低い品物に着目することで、消費地に近いウスキュダルの特徴をより鮮明に映し出すことが可能になると考えられるのである。

本稿では主な史料として、イスタンブル・イスラーム法廷のあらゆる業務を記録したイスタンブル・イスラーム法廷台帳[4]を使用する。通常、この法廷では市内区に関する事柄を扱うが、食料・物資供給などの都市行政・機能に重要な問題に限りイスタンブル全域を管轄した。[5] そのため、同法廷台帳に記された市外区から市内区への供給に関する事例には、消費地側だけでなく供給地側の訴えや証言、陳述もしばしば記録されており、それらの記述から両者の実態を一度に読みとることが可能な場合も少なくない。一般に食料・物資供給の研究では、供給地と消費地について別個の史料を調査・分析しなければならないことが多く、それが時として実態解明を困難にす

る要因となることを考えると、同法廷台帳は重要な史料的特徴を持つと言えよう。そこで本稿では抽出した事例を可能な限り紹介することに重点を置き、事例を読み解く上で必要な事項や、そこから浮上する問題点について整理・確認しつつ考察を進めてゆきたい。

二　皮革の供給—皮鞣工（サールジュ）と荷担ぎの紛争

イスタンブルにおける皮鞣業は、羊や牛や山羊の皮を鞣すデッバー（debbâğ）[6]と、馬やラバやロバの皮を鞣すサールジュ（sağrıcı）と呼ばれる皮鞣工によって営まれた。従来の研究で後者が着目されたことは殆どなかったが、少なくとも一五〇一年付の市場監督法令集に遡ってその存在を確認することができ[7]、活動の実態を史料から追うこともある程度は可能である。

エヴリヤ・チェレビー Evliya Çelebi（一六一一—一六八二頃）の『旅行記』に記された一七世紀前半の記録によると、サールジュの同職組合はウンカパヌ Unkapanı 地区の一画で働く約一〇〇人の職人から成り[8]、古くからデッバー組合に従う下位組合（yamak）[9]であった。しかし、この『旅行記』の題材でもある祝祭の行列をめぐって両者の間で深刻な紛争が起こり、サールジュ組合は刀鍛冶（kılıççı）組合に従うことになったという[10]。また一八世紀の法廷記録によれば、彼らは依然としてウンカパヌ地区に工房を持ち、役員を含めてすべてムスリムであった[11]。彼らの活動については、一七九三年付の法廷記録に「クリミア半島やドナウ川沿岸から、或いは少なくとも黒海方面からイスタンブルに運ばれる馬、ラバ、ロバの皮は、運んできた商人から[サールジュが購入し]、イスタンブルで死亡した動物の皮[12]もまたサールジュが行った後、[なめした革を]必要とする刀鍛冶、刀剣の鞘工（kınıcı）、時計工（sâ'atçı）、靴工（pâpûşçu）、鞭工（kamçıcı）、鞍枠工（kaltakçı）、ふるい工（kalburcu）や[革を]用いる他の商工民に適正価格で販売する[13]」とある。

現時点では具体的な供給地は明らかでないが、少なくともこの史料から、サールジュの材料には黒海方面からもたらされた皮のほか、イスタンブルとその周辺で死亡した動物の皮が用いられたことがわかる。いずれの皮も乗用・駄用であった家畜から得られたものと推察され、そうであれば、たとえ商人が仲介しても供給は不安定とならざるを得なかったと考えられる。他方、デッバーは

主に市壁の外で屠畜された食肉用の羊や牛から材料の皮を得ており、一年を通じて比較的安定した材料の仕入れが可能であった。また、主要な工房は現在のカズルチェシュメ Kazlıçeşme 地区にあり、鞣した革は靴工や馬具工（saraç）が購入した[14]。つまりサールジュは、工房の場所、鞣す皮の種類やその仕入れ方法、鞣した革の用途や販路のいずれの点でもデッバーとは異なる独自の性格を有していたのである。

あらゆる同職組合と同様に、サールジュ組合にとっても部外者から自身の権利や利益を守ることが重要な課題のひとつであった。とりわけ中小規模の組合でありながらも独自の仕入れ手段や販路を持つサールジュは、部外者の格好の標的になり得る存在であったと思われる。事実、一八世紀後半にデッバーや馬具工によって仕入れの権利を脅かされ、法廷で保護を求めなければならなかった[15]。こうした部外者との紛争のうち、本稿の主題との関連で重要なのは以下の事例である。一七七四年、長い棒に荷をつるして複数人で担ぐ荷担ぎ（sırık hammâlı）のうちウスキュダルで働く者たちに対して、サールジュの組合長（kethüdâ）であるアブデュルケリーム Abdülkerim と組合長補佐（yiğitbaşı）であるムスタファ Mustafa と一〇人の年長者（ihtiyâr）が以下のような訴訟を行った。

「荷担ぎは、［勅令や証書に］書かれているように、イスタンブルやその周辺で死んだ前述の動物の皮を、［一枚当たり］皮代一四パラ（para）、輸送代二パラで我々に販売し、処置を施した後、我々からも［革を］用いる商工民が購入してきた。従来の規約はこのようであり、これまでずっと適用され、違反する行為がなされたことはなかった。しかし［荷担ぎである］前述のアリー Ali と別のアリー Ali、さらにその同僚（refik）で法廷には不在のオメル Ömer とオスマン Osman という者たちが、ウスキュダルで我々に固有の前述の動物の遺骸から皮を剥ぎとり、密かに他者に販売することで我々の規約を混乱に陥れており、政府に奉仕する事柄ができなくなっている」と言って不平を申し立てた。すると彼ら（訴えられた荷担ぎ）もまた前述の事柄（皮の仕入れ規約）が［勅令や証書に］書かれたとおりであることを認め、今後はそれらの皮を取って他者に販売することで従来の規約を乱すような活動はしないこと、また従来の価格で前述のサールジュに販売すること

を約束し、各々が互いに保証人となった。その後、ウスキュダルの棒を用いる荷担ぎの組合長であるヒュセイン Hüseyin bin Mehmed は、前述の者たちの身元を保証するとともに、必要の際は法廷に出頭させることを保証した。また彼に対しても、市内区の荷担ぎの総組合長代理（başkethüdä vekīli）であるメフメト Bayezid-oğlu Mehmed、イスタンブル・アー埠頭 İstanbul Ağası İskelesi の組合長メフメト Mehmed、アーフール門 Ahur Kapısı の組合長エブーベキル Ebubekir、チャトラドゥ門 Çatladı Kapısı の組合長スレイマン Süleyman、ジバリ門 Cibali Kapısı の組合長セイイド・ハサン es-Seyyid Hasan、アヤズマ門 Ayazma Kapısı の組合長セイイド・ユースフ es-Seyyid Yusuf、デフテルダール埠頭の組合長ハサン Hasan、エディルネ門 Edirne Kapısı の組合長セイイド・ヒュセイン es-Seyyid Hüseyin という者たちが互いに保証人になったうえで保証した[16]。

この事例で着目すべき問題として、第一に、ウスキュダルの荷担ぎが本業である運搬業のほかにサールジュへの材料供給にも従事したことが挙げられる。こうした荷担ぎの活動は管見の限りこれまで指摘されてこなかったが、荷担ぎの新たな一面だけでなく、商工民の副業の存在をも明瞭に示す数少ない事例として注目に値すると言えよう。

第二に、ウスキュダルの荷担ぎ組合長が被告を保証したことに加え、市内区の総組合長代理や各地区の組合長が前者の保証人になったという事実がある。同職組合の権利をめぐる不正や紛争の調停では、一般に組合長が被告である組合員の保証人となるが、被告の保証人に対してさらに保証人を立てることは稀と思われる。サールジュの皮鞣業がイスタンブル産業のなかで際立って重要だったとは考え難いことから、こうした厳重な保証人設定にはサールジュの権利保護の重要性よりも、荷担ぎに対する政府や裁判官の見方[17]が強く反映したのではないだろうか。

最後に、誰が荷担ぎから皮を不正に買い取ったのかという問題がある。この買い手に関して先述の史料には、荷担ぎが皮を「密かに他者に販売する」とだけ記されており、これ以上の説明はない。しかし、皮鞣に必要な技術を持つ者はサールジュとデッバー以外には考え難く、

後者はウスキュダルを含む各地にも工房を持っていたことから、[18]デッバーが荷担ぎから不当に皮を仕入れたと見るのが妥当と思われる。こうしたデッバーの関与が事実であれば、先に触れたサールジュとデッバーの紛争と同様に、この紛争の背景にもサールジュから材料を奪うことで利益拡大を図るデッバーの目論みがあったとみることが可能であろう。

三　果物の供給―関税徴収とパザルバシュ職

フランス政府の使節であるG・A・オリヴィエ Olivier（一七五六―一八一四）は自身の旅行記のなかで、一八世紀末のイスタンブルで食された果物について、その種類や生産地の多様性だけでなく、品質や食べ方に至るまで興味深い事実を以下のように伝えている。

サクランボ、プラム、梨、リンゴの多くは海沿いの地域から、栗、ヘーゼルナッツ、クルミは黒海南部の地域からもたらされる。アンズ、桃、葡萄、イチジク、メロン、スイカ、茄子やその他の様々な野菜や果物はマルマラ海沿岸や黒海の南部・西部地域で栽培される。キオス島からはレモン、オレンジ、ザクロ、プラムのほか、バラ水や様々な花の香水がイスタンブルに運ばれる。トルコ人はすばらしい香りに目がないのである。最も良質なイチジクはアナトリアで栽培される。プリンセス諸島でとれるものは大して出来が良いとは言えない。干し葡萄はイズミルとその周辺で栽培される。イスタンブルとその周辺で栽培される「マメガキ（diospiros lotus）」という果物と、cerosonte（サクランボの一種か？）はそのままで食べる。またトルコ人が大好きなジャムもこの果物を用いてつくられる。私も試してみたが、さほど美味しいとは思わなかった。[19]

イスタンブルでは様々な果物が一年を通じて各地から供給され、肉よりも安価に手に入る貴重な栄養源として消費された。[20]このことからだけでもイスタンブル果物供給をめぐる研究の重要性を認識し得るが、従来の研究では果物の種類や生産地に一定の関心が払われたものの、[21]生産・流通・販売といった供給の実態については殆ど検討されてこなかったように思われる。そこで以下、ウスキュダルから市内区への果物供給の実態について、関連する関税の徴収や監督職の役割を中心に検討してゆきた

い。[22]

イスタンブル征服から暫くの間、市内区に海路で運ばれたあらゆる食料・物資はズィンダン門 Zindan Kapısı に近いイェミシュ埠頭 Yemiş İskelesi で船から荷揚げされた。[23] しかしその後、供給される食料・物資の増加と多様化に伴い、徴税業務や商品の流通を円滑化する目的で、新たな埠頭の開設と各埠頭で荷揚げされる品目の専門化が進められた。[24] こうした過程でイェミシュ埠頭以外での果物や野菜の揚陸は禁止され、[25] 少なくとも一七世紀後半までに、陸揚げした果物や野菜は埠頭付近のセブゼハーネ（sebzehâne）[26] と呼ばれる青果卸売市場に搬入されるようになった。[27] 一八世紀の果物の搬入に関しては、イェミシュ埠頭で荷揚げされ、その近くにあるセブゼハーネで計量と徴税が行われた後、パザルバシュ（pazarbaşı）と呼ばれる役人の監督下で販売業者に分配されるという規定が幾つかの法廷記録から見出される。[28] このことから、少なくともイェミシュ埠頭での荷揚げとセブゼハーネへの搬入については、概ね一七世紀後半から継続して行われたと考えられる。

ウスキュダルにおける主な市内区向けの果物産地は、一八世紀の法廷記録を見る限り、トゥズラ Tuzla、ダルジャ Darıca、ゲクボザ Gekboza（現在のゲブゼ Gebze）、タヴシャンジル Tavşancıl、ヘレケ Hereke といったイズミット湾 İzmit Körfezi の北岸地域であった。[29] その果物が市内区に運ばれた際には内国関税（iç gümrük / dâhilî gümrük）が賦課されたが、これに関して一七七六年付の法廷記録に以下のような記述がある。ゲクボザにある果樹園で栽培された各種のサクランボ（kiras / fişne）、葡萄（üzüm）、梨（ermûd）などの果物を販売用として市内区に搬入する際、果物関税の徴税官たち（meyve gümrükçüleri）が八―一〇パラの関税を強要したため、同区の住民がこの不正行為の禁止を法廷に訴えた。これを受けて関係資料の調査が行われた結果、市内区に果物を運ぶムスリムからは三％の関税と一％の食肉負担税（zarar-ı kassâbiyye）の計四％を、非ムスリムからは四％の関税と一％の食肉負担税の計五％を徴収することが、果物関税のムカーター（meyve-i ter gümrüğü mukāta'ası）[30] に関する徴税請負条件（şart-ı iltizâm）として以前より定められており、これに関する勅令が一七六五年に発布されたという事実が判明したため、再び前記の規定に従う旨の勅令が発布された。[31]

この関税規定の評価・解釈には、オスマン朝下の内国

関税制度の概要を把握することが必要であろう。内国関税は原則として、ある物品が、中心の大都市と周辺の小都市や村落から成る一定の関税圏内にその外部から運ばれた際、圏内で消費されるものに限って賦課された。圏内で消費されずに再び外部に輸送される場合や、同一圏内の流通については課税対象とならなかった。その税率は地域や時代によって異なったが、一六世紀以降、多くの地域ではムスリムに三％、非ムスリムにはオスマン朝臣民であれば四％、そうでなければ五％が課税され、それらは請負制に基づいて徴税された。また、一六世紀末に常備軍の食肉購入費を補助する目的で食肉負担税が導入され、次第にあらゆる物品に対して内国関税に一％を上乗せする形で賦課されるようになった。[32]

ゲクボザ以外のイズミット湾北岸地域からの果物輸送にも同様の関税規定が適用されたことは、別の法廷記録から確認される。[33] したがって以上のことから、市内区に近いイズミット湾北岸地域は重要な果物供給地と考えられるが、それでもイスタンブル関税圏に含まれず、市内区への果物供給には関税が賦課されたこと、またその税率は食肉負担税も含めて標準的な規定どおりであったことがわかる。

果物関税をめぐる徴税官の不正行為は他の史料からも観察される。一八世紀後半の法廷記録によれば、ある徴税官は四〇―五〇パラ相当の果物が入った籠ひとつにつき五―六パラを不当に課税し、[34] また別の徴税官はイェミシュ埠頭での揚陸に制限する先述の規定を顧みず、エミノニュ埠頭での揚陸を強要し、そこ以外で荷揚げした果物に追加課税を行った。[35] その他に、ビティルメ税（resm-i bitirme）[36] の名目で果物に不正な税を課した徴税官も見られた。[37] このように課税額や手法は様々であるが、果物関税をめぐる徴税官の不正行為は決して稀なことではなかったと考えられる。

先述のとおり、パザルバシュは市内区における食料品の流通を監督する役人であった。パザルバシュ職の実態には不明な点が多く、本格的な研究が課題とされてきたが、法廷記録の事例からその一端を示すことは可能である。[38] 一七七六年付の法廷記録によると、四四人の青物売り（manav）を引き連れたヤシュイェミシュ・パザルバシュ（yaşyemiş pazarbaşı）であるハジ・ユースフ el-Hac Yusuf が、バッカル・パザルバシュ（bakkal pazarbaşı）であるイブラヒム İbrahim と八〇人以上の食料雑貨商（bakkal）を相手取り、自身の監督下で青物売りに分配

すべき果物に対して食料雑貨商が不正に干渉しているとして訴訟を起こした。[39] このハジ・ユースフは別の法廷記録では単に「パザルバシュ」として言及されており、[40] また現時点で「ヤシュイェミシュ」や「バッカル」以外の名称を持つパザルバシュ職の存在は史料から確認されない。このことから、パザルバシュ職にはヤシュイェミシュ・パザルバシュ職とバッカル・パザルバシュ職という二つの役職が存在し、各々の主な職務は、青物売りないし食料雑貨商の監督であったと見做すことができよう。[41] そして、史料中に見られる「パザルバシュ」は、いずれかの略称か両者の総称であったと推察される。

こうしたパザルバシュの職務は必ずしも自身で遂行されたわけではなかった。一八〇二年付の法廷記録によると、当時のバッカル・パザルバシュであるスレイマン・アー Süleyman Ağa bin Ömer はスルタンの宮殿の内廷（enderûn-i hümâyûn）出身者であり、パザルバシュ職に必要な知識や能力が不充分であった。そこで食料雑貨商らは、「他のパザルバシュや同職組合の組合長と同様に」、自らの選出したアフメト・チェレビー Ahmed Çelebi bin el-Hac Ali にパザルバシュ代理として彼らの管理・監督を代行させ、スレイマン・アーがパザルバシュ職から得る「習慣的な諸利益（menâfi-i ʿâdiyye）」を認める代わりに、彼には食料雑貨商の仕事に口出しさせないように法廷に訴えたのである。[42]

スレイマン・アーがバッカル・パザルバシュ職に就任した過程は明らかでないが、この役職は他の商工業関連の官職や一部の同職組合の役員職と同様に「官職売買」の対象であったと推察される。[43] つまり、スレイマン・アーは政府からバッカル・パザルバシュ職を「購入」し、その職務の見返りとして「習慣的な諸利益」、即ち役得収入を得る権利が与えられたと考えられるのである。それ故に、食料雑貨商たちはパザルバシュの罷免要求ではなく自らその代理人を選出することで、パザルバシュの適切な職務遂行を期待できない状況に現実的に対応したのであろう。

現時点でバッカル・パザルバシュの役得収入の実態を具体的に知ることはできないが、裁判官が政府に提出した一七九〇年付の上申書（ʿilâm）には、前述のヤシュイェミシュ・パザルバシュであるハジ・ユースフによる以下のような証言が記されている。

私は勅許状（berât-i ʿâlîşân）によって前述の商工民

（青物売り）のパザルバシュとなり、四〇年以上、その商工民の事柄を適切に監督してきた。従来、その仕事の報酬として、［市内区の］外から来た果物を運ぶ船（meyve kayıkları）が埠頭に到着し、すべてを荷揚げした後、その［果物の］所有者たちはそれぞれ容器（kāb）一杯分の果物を計量し、現行の公定価格（şi'r-i râ'ic）よりも一オッカ（vukiyye,約一・二八kg）当り一アクチェ（akçe）安く私に販売してきた。私は購入後、自身の船に貯蔵し、自身の望む埠頭に運ぶのである。(44)

つまりヤシュイェミシュ・パザルバシュにはカーブという容器一杯分の果物を一オッカ当り一アクチェ安く仕入れる権利と、イェミシュ埠頭以外の場所で卸売りする権利が認められており、それらの権利を活用することで実際の役得収入を得たのである。

このようにイスタンブル市内区に供給される果物は、原則としてイェミシュ埠頭を経てセブゼハーネに集められ、パザルバシュの監督下で青物売りなどに分配された。パザルバシュは管轄下の商工民を管理・監督するだけでなく、彼らを異業種の干渉から保護する役割も果たした。(45)

ただしパザルバシュ職は「官職売買」の対象であったため、その職務は代理人によって遂行されることもあったが、その場合、パザルバシュの適正判断や代理人選出には商工民の意見が一定の影響を与えた。

四　花卉の供給―花卉栽培人と花売りの紛争

オスマン朝下の草花文化はイスタンブル征服以降、同地を中心に急速に発展したが、その主な原動力は、メフメト二世に端を発するオスマン王家や有力者のもとで行われた大規模な花壇の造園と、一六世紀後半頃から盛んになるチューリップなどの品種改良であった。例えば、一六世紀末に計一〇万のヒヤシンスの球根がマラシュから、約四〇トンのバラの苗木がエディルネから造園用として取り寄せられたことや、(46)メフメト四世の治世には新種の鑑定や命名を目的とする花卉審議会（Çiçek Encümen-i Dânişi / Meclis-i Şükûfe）が設置されたことなどが知られている。(47)チューリップ時代（一七一八―一七三〇）に見られた熱狂的なチューリップ流行の背景には、このように支配層のなかで長年培われた花卉への強い関心があったのである。(48)ただし、草花文化の担い手は決して支配層に限られなかった。結婚式の宴や祝祭の際

の贈物、女性の頭飾りのほか、薬用や香付けとしてシャーベット（şerbet）やジャム（reçel）や香水の材料に用いられたように、花はあらゆる人々の生活と密接に関わっていたのである。[49]

花卉の栽培・販売に従事する者は、一八世紀の史料を見る限りシュクーフェジ（şükûfeci）、或いは稀であるがチチェックチ（çiçekçi）と呼ばれた。一七七八年付の法廷記録では一一人以上のムスリムからなるシュクーフェジを「ウスキュダルやボスフォラス海峡沿岸や他の場所で花を栽培して生活する」と説明しているのに対して、[50]一七七三年付の法廷記録では市内区のバフチェ門 Bağçe Kapısı の外に集められた花を仕入れて小売販売する四人のムスリム、七人のキリスト教徒、二人のユダヤ教徒たちをシュクーフェジと呼んでいる。[51]また、一七四三年付の勅令簿の記録を見ると、「イスタンブルや他の場所において、店舗を持たず、菜園で栽培した苗木や鉢物や様々な花を市場のなかで販売する」チチェックチの組合長補佐と監督者（nâzır）と九人の年長者が、当時の組合長を支持する旨の証言を行っており、[52]ここから花売り組合の存在を見てとることが可能である。[53]現状では事例の蓄積が充分とは言えず、後述するように例外もあるが、少なくとも以上のことから花卉の栽培業と小売販売業に一定の専門分化が見られたものの、花卉栽培人と花売りはいずれもシュクーフェジやチチェックチと呼ばれたと考えられる。他方、花卉の持つ奢侈的性格から、高価な花の球根や種苗を各地から集めて売買する花卉商人や仲買人の存在も予想されるが、現時点では史料的制約から明らかでない。

ウスキュダルの花卉供給の実態について、一七七八年付の法廷記録に以下のような記述がある。ウスキュダルの花卉栽培人（şükûfeci）である一二人のムスリムと他の者たちが、菜園労働者（bâğçevân）の組合長であるセイイド・イスマイル・アー es-Seyyid İsmail Ağa の同席するなかで、コルトゥクチュ（koltukçu）と呼ばれる市場や街区の間で籠に花を入れて売り歩く七人のムスリムと他の者たちに対して訴訟を起こした。原告の主張によると、従来、彼らの栽培した花はウスキュダルと市内区を往復する渡し舟の船頭（kayıkçı）に預けられ、市内区にいるエミーン（emîn）と呼ばれる者たちに送られてきた。そのエミーンから、まず花卉監督長（çiçekçibaşı）が宮廷用の花を調達し、残りの花を被告らが仕入れて市場や街区の間で販売してきたという。と

ころが被告のうちハリール Halîl とハジ・イブラヒム el-Hac İbrahim が、原告らを唆してそれぞれ花卉栽培人の組合長と組合長補佐に就任しようと画策し、その権限を利用して花卉栽培人からエミーンにではなく、直接コルトゥクチュに花を送ることで彼らの仕入れを拡大しようとしたのである。もしそうなれば花卉監督長の取り分を補うために原告が自ら市内区に花を搬入する必要があるが、彼らのなかには「老人や病弱な者、女性（ihtiyâr ve ʻâlîl kimesneler ve kadınlar）」[54]も含まれているため、それは困難であるという。

原告はこうした主張に続けて過去に発布された勅令を提示し、一七四二―四三年にはコルトゥクチュの一人が花卉栽培人の組合長に就任したものの、「独立した同職組合（başka esnâf）」[55]を認められていない花卉栽培人は菜園労働者組合によって監督・管理されてきたため、その組合長就任を無効とする勅令が出されたことを説明した。その後、先述のコルトゥクチュによる教唆扇動が事実と判明したことを受け、裁判官は提示された過去の勅令に従うよう全員に警告した[56]。

以上のように、ウスキュダルで栽培された花卉は渡し舟の船頭を介して市内区にいるエミーンに送られ、そこから花卉監督長や小売販売を行うコルトゥクチュに分配された。まず、この事例に見られる役職と職業を順に確認すると、エミーンとは政府や宮廷の業務を遂行するあらゆる役人や職員に用いられた名称である[57]。そのためここでのエミーンの職務を特定することは難しいが、物資の供給・流通への関与が認められることから、ひとつの可能性として関税の徴税官（gümrük emîni）が考えられる。

花卉監督長（çiçekçibaşı / şükûfecibaşı / ser-şükûfeciyân）の主な職務は宮廷向けの花卉の調達であったが[58]、公定価格の制定・施行にも深く関わった[59]。この役職については現時点で不明な点も多いが、一七二五年に花卉監督長に任命されたラーレザーリー・シェイフ・メフメト・エフェンディ Lâlezârî Şeyh Mehmed Efendi（没一七三六―三七）は、チチェックチレル修道場 Çiçekçiler Tekkesi の長（şeyh）であると同時に、一〇〇種以上のチューリップの新種交配を成功させたという経歴で知られており[60]、少なくとも当時の花卉監督長職には実践的な花卉の知識が強く求められたと言えよう。

コルトゥクチュは、従来、簡易の店舗などで不正に小売販売を行う者とされてきたが、筆者の以前の研究によ

って合法的に販売する者の存在も確認された。[61] 先述の事例におけるコルトゥクチュも販売行為自体は問題視されていないことから、合法的な小売業者と見てよいだろう。それでは何故この花売りはコルトゥクチュと呼ばれたのかという疑問が残るが、現時点ではその理由として、シュクーフェジやチチェックチとは異なる花売り集団が存在したか、或いは法廷において花卉栽培人と明確に区別するため、便宜上花売りをコルトゥクチュと呼んだなどが考えられる。

次に紛争の内容に目を向けると、仕入れの拡大を図るコルトゥクチュが花卉栽培人の組合役員に就任しようとしたことが主要な問題であると理解される。管見の限り、組合役員に原材料や商品の流通経路を変更する権限があったとする事例は確認されないことからコルトゥクチュの行為には若干の疑問が残るが、一先ずここでは、当時の組合役員の就任には構成員の同意が不可欠であったにも拘らず、部外者がそれを画策したことに注目したい。[62] 花卉栽培人の訴えにあるコルトゥクチュの教唆扇動は、役員就任をめぐる同意を花卉栽培人から取り付けるための行為と考えられる。こうした行為に対して花卉栽培人が訴訟に踏み切ったのは、一七四二―四三年の前例が繰り返されることを恐れたからであろう。このことは、コルトゥクチュによる役員就任によって菜園労働者組合からの独立・分離を望む花卉栽培人の存在を示唆しているのではないだろうか。

つまり、コルトゥクチュが菜園労働者組合への従属に不満を持つ一部の花卉栽培人に対して同職組合の独立を促したことで、花卉栽培人の内部対立が表面化・深刻化し、組合の独立に反対する者が訴訟によって事態の収拾を図ったとする見方も考えられるのである。老人や病弱な者や女性などの多様な人々から成り、各々の利害が複雑に交錯したであろう花卉栽培人の集団では、こうした意見・見解の不一致が見られたとしても不自然ではないように思われる。

五　おわりに

これまで見てきたように、ウスキュダルで生産・調達された皮革、果物、花卉は、規定や慣習に従ってイスタンブル市内区に恒常的に供給された。その供給は、ウスキュダルの供給者・生産者と市内区の販売者がしばしば直接に交渉するような、両者の緊密な関わり合いによって成立した。供給者や生産者が自ら市内区への商品輸送

に従事・関与し、直接に販売者と商品を売買する場合もあったことは、皮革や果物の事例において見たとおりである。ただし、前者の事例によって示されたように、それは両者の紛争を引き起こす要因ともなり得た。販売者が利益拡大の手段として生産者の組合役員に就任しようと画策し、それが両者の紛争に発展する場合もあったことは、花卉の事例において見たとおりである。こうした供給者・生産者と販売者の緊密性は、ウスキュダルを始めとする市外区から市内区への食料・物資供給におけるひとつの特徴と言ってよいだろう。

また、政府の供給に対する管理・監督のあり方が品目に応じて異なっていたことも指摘できよう。紛争の調停や違反者への処罰などにイスラーム法廷の裁判官が果たした役割の大きさは、皮革、果物、花卉のいずれの事例からも見てとることが可能である。しかし皮革供給では、当事者であるサールジュ組合と荷担ぎ組合の活動を監督する特定の役人は確認されなかったのに対し、果物と花卉についてはパザルバシュと花卉監督長という役人が各々の供給を管理・監督した。さらに、パザルバシュ職には必要な知識や能力を持たない者が形式的に就任し、実際の職務は同職組合から選出された代理人によって遂行される場合もあったが、花卉監督長職にはラーレザーリー・シェイフ・メフメト・エフェンディのように専門知識に長けた人物が任命されたのである。今後、両役職の性格についてより多くの事例から検証するとともに、こうした政府による管理・監督の多様なあり方が、基礎食料である小麦・食肉供給を主な考察対象とした先行研究では殆ど着目されてこなかったことを踏まえ、その多様性に一層の注意を払ってゆく必要があるだろう。

付記

筆者は国際文化教育交流財団（石坂財団）ならびに公益信託斉藤稜兒イスラム研究助成基金から奨学金・助成金を受け、二〇〇五年から二〇〇八年にかけてトルコ共和国に留学した。本稿は、留学期間中にイスタンブルにあるイスラーム研究所（İslâm Araştırmaları Merkezi, İSAM）及び総理府オスマン古文書館（Başbakanlık Osmanlı Arşivi）で行った史料の調査・収集および研究による成果の一部である。こうした研究活動に協力して下さった前記の各関係者の方々に記して感謝致します。

なお本稿は、筆者が平成二〇年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）を受け、第六回ウスキュダル・シ

ンポジウムÜsküdar Sempozyumu（二〇〇八年十一月九日、於イスタンブル）において行った研究発表「ウスキュダル商工民・同職組合史研究におけるイスタンブル法廷台帳の重要性」の一部に加筆・修正を施したものである。

註

（1）小麦・食肉供給に関する最新の研究成果として、Aynural, S., *İstanbul Değirmenleri ve Fırınları : Zahire Ticareti (1740–1840)*, İstanbul, 2001 ; Uzun, A., *İstanbul'un Iaşesinde Devletin Rolü : Ondalık Ağnam Uygulaması 1783–1857*, Ankara, 2006がある。イスタンブル食料供給の研究史については、Uzun, A., "Osmanlı Devletiʼnde Şehir Ekonomisi ve Iaşe," *Türkiye Araştırmaları Literatür Dergisi*, 3/6(2005), pp. 211–235を見よ。

（2）現在のウスキュダルはイスタンブルのアジア側の一部を構成するウスキュダル郡Üsküdar İlçesi の中心地区を指すが、オスマン朝においてはイスタンブルのアジア側全域を指す地名であった。本稿では後者の意味で用いる。

（3）ウスキュダルを含むイスタンブルの歴史的発展については、Kuban, D., "Kentin Gelişmesi," in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 4, 1994, İstanbul, pp. 527–547を見よ。

（4）İstanbul Mahkemesi Şer'iye Sicil Defterleri（以下İŞS と略記）. オスマン朝下のイスラーム法廷記録の史料的性格については、Faroqhi, S., "Sicill(3. In Ottoman administrative usage)," in *Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed., vol. 9, Leiden, 1997, pp. 539–545 ; 大河原知樹「イスラーム法廷と法廷史料」林佳世子・桝屋友子（編）『記録と表象　史料が語るイスラーム世界』イスラーム地域研究叢書八、東京大学出版会、二〇〇五年、一四三―一七〇頁を見よ。

（5）イスタンブルの法廷制度については、Mantran, R., M. A. Kılıçbay & E. Özcan (trs.), *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul*, vol. 1, Ankara, 1990, pp. 123–152 ; Uzunçarşılı, İ. H., *Osmanlı Devletinin İlmiye Teşkilâtı*, Ankara, 1988, pp. 133–143 ; Aydın, B., "İstanbul Kadılığı Tarihçesi ve İstanbul Kadı Sicillerine Dair Tetkikler," *İstanbul Araştırmaları*, 6(1998), pp. 71–87を見よ。

（6）イスタンブルのデッバーについては、Faroqhi, S., "Urban Space as Disputed Grounds : Territorial Aspects to Artisan Conflict in Sixteenth- to Eighteenth-Century Istanbul," in id., *Stories of Ottoman Men and Women*, İstanbul, 2002, pp. 219–234 ; 拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合―家畜利用業種の分析から―」『日本中東学会年報』二〇巻二号（二〇〇五年）、二二一―二四三頁を見よ。

（7）Barkan, Ö. L., "XV. Asrın Sonunda Bazı Büyük Şehirlerde Eşya ve Yiyecek Fiyatlarının Tesbit ve Teftişi Hususlarını Tanzim Eden Kanunlar I," *Tarih Vesikaları*, 1/5(1942), p. 335.

（8）ただしウンカパヌ地区は本来、小麦を貯蔵・分配する

場所であり、そこに異臭や汚水を発生させる皮鞣工房が併存したのは極めて不自然である。

(9)　下位組合制度については、拙稿「オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題―イ・ウンジョンのイスタンブル研究に寄せて―」『史学』七三巻二―三号（二〇〇四年）、一六四―一六七頁を見よ。

(10)　Evliya Çelebi, O. Ş. Gökyay (ed.), *Evliya Çelebi Seyahatnâmesi : I. Kitap : İstanbul,* İstanbul, 1996, pp. 266, 284. 二六六頁の記述では「工房五〇軒、一〇五人」とあるが、二八四頁には「一一軒、一〇〇人」とあり、両記述には食い違いが見られる。

(11)　İŞS, n. 65, p. 114a. ただし一八世紀において、サールジュが刀鍛冶組合やその他の下位組合であったかどうかは明らかでない。少なくとも一七三〇年に作成された上位・下位組合関係リストにはサールジュは見当たらない（Aktepe, M. M., "Ahmed III. Devrinde Şark Seferine İştirâk Edecek Ordu Esnafı Hakkında Vesikalar," *Tarih Dergisi*, 7/10 (1954), pp. 24–30）。

(12)　同様の事例を扱う別の法廷記録には「イスタンブル、ガラタ、エユプ、ウスキュダルやそれらの周辺で死亡した動物の皮」と記されている（İŞS, n. 36, p. 96a ; n. 39, pp. 95b–96a）。

(13)　İŞS, n. 62, p. 19b.

(14)　拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」一三〇―一三六頁。

(15)　デッバーによる干渉の事例はİŞS, n. 62, p. 19bを、馬具工の事例はİŞS, n. 65, p. 114a及びFaroqhi, "Urban Space," pp. 230–231を見よ。また同職組合による原材料の仕入れと分配については、Yi, E., *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul : Fluidity and Leverage*, Leiden/Boston, 2004, pp. 91–95を見よ。

(16)　İŞS, n. 36, p. 96a. この史料のファクシミリおよびローマ字転写は（資料1）を参照せよ。なお、この問題をめぐって発布された勅令の写しがİŞS, n. 39, p. 95bにあるが、記述内容に大きな違いはみられない。

(17)　荷担ぎは主にイェニチェリを支持する貧困層から成り、イェニチェリがその廃止直前に起こした反乱には水売りや放浪者とともに多数の荷担ぎが率先して加わったとするD・カータルトの研究に拠る（Quataert, D, "Labor Policies and Politics in the Ottoman Empire : Porters and the Sublime Porte, 1826–1896," in H. W. Lowry & D. Quataert (eds.), *Humanist and Scholar : Essays in Honor of Andreas Tietze,* Istanbul, 1993, pp. 63–65）。ただし荷担ぎに対する支配層の見方や彼らの社会的・経済的地位などの問題については、より実証的かつ入念な検討を要するであろう。

(18)　デッバーの工房分布については、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」一三〇―一三一頁を見よ。

(19)　Olivier, A., A. Kaplan (ed.), *18. Yüzyılda Türkiye ve İstanbul,* İstanbul, 2007, pp. 205–206. ヨーロッパ人旅行記に見られる果物の記述については、Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, pp. 186–188 ; Faroqhi, S.,

“Supplying Seventeenth- and Eighteenth-Century Istanbul with Fresh Produce,” The XIII Congress of the International Economic History Association (IEHA), Buenos Aires, 22–26 July 2002, http://www.eh.net/XIIICongress/cd/papers/6Faroqhi374.pdf, pp. 8–9を見よ。また、一六〇〇年及び一六四〇年付の公定価格台帳（Kütükoğlu, M. S., “1009/1600 Tarihli Narh Defterine göre İstanbul’da Çeşitli Eşya ve Hizmet Fiatları,” *Tarih Enstitüsü Dergisi,* 9 (1978), pp. 1–85; id., *Osmanlılarda Narh Müessesesi ve 1640 Tarihli Narh Defteri,* İstanbul, 1983）にも各種の果物が列挙されているが、これについては鈴木董『食はイスタンブルにあり—君侯名物考』NTT出版、一九九五年、七二—八四頁を見よ。

（20） Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, p. 186.

（21） E. g. Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, p. 187 ; Kütükoğlu, M. S., “İstanbul’da Ekmeğin Temininde Devletin Rolü (XVIII–XIX. Yüzyıllar Arşiv Kaynakları),” *Ata Dergisi,* 7 (1997), p. 55.

（22） 先述のオリヴィエの引用文にもあるように、オスマン朝下のイスタンブルでは干し果物（kuru yemiş / meyve-i huşk）も食されたが、供給・販売形態の違いから本稿では生鮮果物（yaş yemiş / meyve-i ter）のみを扱う。

（23） Uzunçarşılı, İ. H., *Osmanlı Devletinin Merkez ve Bahriye Teşkilâtı,* Ankara, 1988, p. 142, n. 2. 征服当初のイェニシュ埠頭は、その近くにチャルダク（çardak）と呼ばれる徴税関係の役所があったことからチャルダク埠頭 Çardak İskelesi とも呼ばれた。

（24） Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, pp. 172–173.

（25） これに関連する一六世紀後半の史料として、Refik, A., A. Uysal (ed.), *Onuncu Asr-ı Hicrîde İstanbul Hayatı,* İstanbul, 1987, p. 186がある。

（26） トプカプ宮殿内にも宮廷用の野菜や果物を貯蔵するセブゼハーネと呼ばれる建物が存在したが、両者は別の施設である（Bilgin, A., *Osmanlı Saray Mutfağı (1453–1650)*, İstanbul, 2004, p. 76）。

（27） 一部の果物は陸路で運ばれたが、これらもセブゼハーネに搬入することが義務付けられた（Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, pp. 186–187）。

（28） İŞS, n. 24, pp. 13a–13b, 33b, 39a ; n. 35, pp. 101b–103a ; n. 38, pp. 33b, 62b ; n. 46, pp. 88a–88b. ただしこの規定には若干の例外も確認される。例えば、菜園労働者（bostancı / bâğçevân）は葡萄やイチジクなどの収穫物を菜園の門の前で販売することや、自ら籠を背負い、市場や街区の間を売り歩くことが認められていた（İŞS, n. 24, p. 11b ; n. 42, pp. 35a–35b）。この場合、セブゼハーネを経由せず、消費者に直接販売されたと考えられる。また、メロンやスイカの荷揚げはエミノニュ埠頭 Eminönü İskelesi で行われた（İŞS, n. 38, pp. 33b, 62b）。

（29） İŞS, n. 39, pp. 90a ; n. 76, pp. 35b–36a. これらの地域はイスタンブルとコジャエリ県 Kocaeli Sancağı の境界にあ

り、時代によっては後者に属した可能性も考えられるが、その詳細は現時点で明らかでない。ただし、典拠に示した法廷記録にはこれらの地域がウスキュダルに属すると明記されている。なお、デイルメンデレ Değirmendere、カラミュルセル Karamürsel、ゲムリキ Gemlik など、イズミット湾の南岸および Gemlik Körfezi 沿岸部も主要な果物産地であった(E. g. İŞS, n. 40, pp. 44a–45 b)。

(30) 「徴税単位」を意味する財政用語であるムカーターについては、清水保尚「オスマン朝の財務記録」林佳世子他(編)『記録と表象』二二六―二二七頁を見よ。

(31) İŞS, n. 39, p. 90a.

(32) 内国関税については、Genç, M., "Osmanlı Devleti'nde İç Gümrük Rejimi," in *Tanzimat'tan Cumhuriyet'e Türkiye Ansiklopedisi,* vol. 3, İstanbul, 1985, pp. 786–789 ; Kütükoğlu, M. S., "Osmanlı İktisadî Yapısı," in E. İhsanoğlu (ed.), *Osmanlı Devleti Tarihi,* vol. 2, İstanbul, 1999, pp. 583–586 ; Bağış, A. İ., *Osmanlı Ticaretinde Gayri Müslimler,* Ankara, 1983, p. 61 ; 松井真子「オスマン帝国の内国交易政策とムスターミン商人―ミーリー税を手がかりに―」『日本中東学会年報』一四巻(一九九九年)、一九九―二〇三頁を見よ。また食肉負担税については、Uzunçarşılı, İ. H., *Osmanlı Devleti Teşkilâtından Kapukulu Ocakları*, vol. 1, Ankara, 1943, pp. 254–255 ; Ergenç, Ö.,"1600–1615 Yılları Arasında Ankara İktisadî Tarihine Ait Araştırmalar," in O. Okyar & Ü. Nalbantoğlu (eds.), *Türkiye İktisat Tarihi Semineri : Metinler/Tartışmalar, 8–10 Haziran 1973,* Ankara, 1975, pp. 160–162 を見よ。この税が施行された一五九〇年代はハプスブルク家との戦争、従属国の反乱、ジェラーリー諸反乱などの影響でイスタンブルへの食用羊の供給が激減した時期であった(Greenwood, A. W., "Istanbul's Meat Provisioning : A Study of the Celepkeşan System," Ph. D. dissertation, University of Chicago, 1988, pp. 25, 28–29)。こうした供給不足による食肉価格の高騰が、当時の財政危機とともに食肉負担税導入の大きな要因であったと考えられる。

(33) İŞS, n. 76, pp. 35b–36a.

(34) İŞS, n. 35, pp. 101b–103a.

(35) İŞS, n. 76, pp. 35b–36a.

(36) 正規のビティルメ税は、市場監督官(muhtesib)が徴税業務を担う市場監督諸税(ihtisâb rüsûmu)の一部として、年に一度か二度、主に食料品を扱う商工民から徴収された(Kazıcı, Z., *Osmanlılarda İhtisâb Müessesesi*, İstanbul, 1987, p. 186)。

(37) İŞS, n. 56, p. 4a.

(38) パザルバシュに言及した研究として、Ergin, O. N., *Mecelle-i Umûr-ı Belediye*, vol. 1, İstanbul, 1922, p. 560 ; Mantran, *17. Yüzyılın İkinci Yarısında İstanbul,* vol. 1, p. 352 ; Sahillioğlu, H., "Osmanlılarda Narh Müessesesi ve 1525 Yılı Sonunda İstanbul'da Fiyatlar," *Belgelerle Türk Tarihi Dergisi*, 1/1 (1967), pp. 37–38 ; Kütükoğlu, *Osmanlılarda Narh Müessesesi*, p. 14 がある。近年A・ビル

ギンによって、宮廷の食料調達を行うパザルバシュ職と、一般市場における食品流通を監督するパザルバシュ職は別々の役職であることが指摘されたが（Bilgin, *Osmanlı Saray Matbağı*, pp. 117–118）、これについては更なる実証的な検討が必要であり、本稿では一先ず後者の職務に限定して議論を進める。

(39) İŞS, n. 38, p. 62b.

(40) İŞS, n. 38, p. 33b.

(41) 野菜売り(sebzeci)の仕入れは概ね野菜売りの組合長と年長者の監督下で行われたが（E. g. İŞS, n. 45, pp. 17b–18a）、その一方でヤシュイェミシュ・パザルバシュの責任で行うとする規定もある（İŞS, n. 47, pp. 21b–22a）。したがって、ヤシュイェミシュ・パザルバシュは野菜売りに対しても一定の監督責任を負ったと推察されるが、詳細な検討は今後の課題としたい。

(42) İŞS, n. 74, p. 70a. ヤシュイェミシュ・パザルバシュ職の代理人任命については、İŞS, n. 72, p. 34a を見よ。

(43) イスタンブルを中心にルメリア・アナトリア諸都市において一七世紀以降に観察される「官職売買」に関する本格的な研究は、Faroqhi, S., "Purchasing Guild- and Craft-Based Offices in the Ottoman Central Lands," *Turcica*, 39 (2007), pp. 123–146 によって始まったばかりであるが、政府と同職組合の関係を解明する上で不可欠な議論として今後も継続されるべきである。なお、一八世紀イスタンブルにおいてこれらの役職の代理遂行が一般化していたことを示す先述の「他のパザルバシュや同職組合の組合長と同様に」という記述の重要性とともに、この代理遂行の問題を「官職売買」との関連において考察すべきであることを指摘しておきたい。

(44) Başbakanlık Osmanlı Arşivi, Cevdet, Belediye, n. 1204.

(45) これに関連する事例として、パザルバシュは管轄下の商工民が負った税を立て替えて支払うこともあった（Faroqhi, S., *Artisans of Empire : Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*, London/New York, 2009, p. 146）。

(46) Refik, A., *Onbirinci Asr-ı Hicrî'de İstanbul Hayatı (1592–1688)*, İstanbul, 1988, pp. 3, 9.

(47) Sakaoğlu, N., "Çiçekçilik," *in Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 2, İstanbul, 1994, p. 510. この他にも、スルタンの祝祭に多数の花売りが招集され、スルタンの御前で花卉を披露したことは、『祝祭の書』にある細密画から見てとることが可能である（E. g. Atasoy, N., *Surname-i Hümayun, 1582, An Imperial Celebration*, İstanbul, 1997, pp. 40–41）。

(48) チューリップ文化に論点を絞った主な研究に Salzmann, A., "The Age of Tulips : Confluence and Conflict in Early Modern Consumer Culture (1550–1730)," in D. Quataert (ed.), *Consumption Studies and the History of the Ottoman Empire, 1550–1922 : An Introduction*, Albany, 2000, pp. 83–106 ; ヤマンラール水野美奈子「イスラーム世界におけるラーレ（チューリップ）文化の展開」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』二五号（一九九三年）、一〇一—一二〇頁がある。

(49) Faroqhi, “Supplying Istanbul,” p. 17; Sakaoğlu,“Çiçekçilik,” p. 508. 香水については本稿第三章で引用したオリヴィエの旅行記をも参照せよ。

(50) İŞS, n. 43, pp. 9b–10a.

(51) İŞS, n. 36, p. 69a.

(52) Kal’a, A.(ed.), *İstanbul Ahkâm Defterleri İstanbul Esnaf Tarihi 1*, İstanbul, 1997, pp. 17–18, 1/109/480.

(53) この他に一七九七年付の法廷記録には、イェニ・モスク Yeni Cami の階段の下にあるギョベクタシュ Göbektaşı という場所で青物売りと花売り(çiçekçi)を営むイルヤー İlya veled-i Pavli というキリスト教徒に関する記述がある(İŞS, n. 69, p. 16a)。なお、一五九五年付の勅令簿の記録には、当初五軒であったチチェックチの店舗が二〇〇軒以上に急増した上、その店舗では一オッカ当り二一四アクチェで仕入れた果物を二五—三〇アクチェで販売する不正行為が見られたため、その店舗数は再び五軒に制限されたとあり、類似した兼業形態が観察される(Refik, *İstanbul Hayatı(1592–1688)*, pp. 18–19)。

(54) 「アリール(‘alīl)」は「病人」や「身体障害者」を意味するが、ここでは厳密な意味の特定ができないため一先ず「病弱な者」と訳出した。

(55) 「エスナーフ(esnâf)」の語は、「職業」や「商工民」、「同職組合、同職集団」などを表す多義語であり、その意味・解釈をめぐる議論は未だ一定の結論に至っていない(E. g. Yi, *Guild Dynamics,* pp. 1–3)。そこで本稿では前後の文脈から一先ず「同職組合」と訳出した。

(56) İŞS, n. 43, pp. 9b–10a.この史料のフランスおよびローマ字転写は(資料2)を参照せよ。また、この事例については Zarinebaf-Shahr, F., “The Role of Women in the Urban Economy of Istanbul, 1700–1850,” *International Labor and Working-Class History,* 60(2001), p. 142 に若干の言及がある。

(57) Sahillioğlu, H., “Emin,” in *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi,* vol. 11, İstanbul, 1995, pp. 111–112 ; Faroqhi, *Artisans of Empire,* pp. 70–71.

(58) İŞS, n. 45, pp. 29a–29b.

(59) İŞS, n. 24, p. 17b.

(60) Mehmed Süreyya, “Mehmed Efendi,” in id., *Sicill-i ‘Osmânî*, vol. 4, Westmead, 1971, p. 229 ; Aktepe, M. M., “Mehmed Efendi,” in *İslâm Ansiklopedisi*, vol. 7, İstanbul, 1972, p. 579.

(61) 拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合」二二五頁。ただし一八世紀の史料において、ムフテキル(muhtekir)やマドラバズ(madrabaz / mardabaz)のように、「不正な売買によって利益を得る者」を総称的にコルトゥクチュと表現する記述も散見されることに注意を喚起しておきたい(E. g. İŞS, n. 24, pp. 13a–13b)。

(62) 組合役員の選出・任命に関する一般的説明は、Yi, *Guild Dynamics,* pp. 70–81 を見よ。

資料１　皮革供給に関する法廷記録（IŞS, n. 36, p. 96a）

ローマ字転写

Ma‘rûz-ı dâ‘î

Sağrıcı esnâfından ‘arzıhâl eden kethüdâları Abdülkerim ve yiğitbaşıları Mustafa ve ihtiyârlarından mazbûtü’l-esâmî on nefer sağrıcı ustaları meclis-i şer‘-i hatîrde Üsküdar sırık hammâllarından Ali bin Mehmed ve diğer Ali bin Mehmed nâm kimesneler muvâcehelerinde işbu yedimizde olan emr-i ‘âlîşân ve hüccet ve i‘lâm mantûklarınca Âsitâne-i sa‘âdet’e gelen at ve katır ve merkeb derileri bize mahsûs olup Yedikule ve Eyüp ve Üsküdar ve Kasımpaşa’da olan debbâğlar ve sâ’irleri almayıp müdâhaleden men‘ olunup ve getiren tüccârından ancak sağrıcı esnâfı iştirâ ve iktizâ eden tathîr ve perdâhtını sağrıcı esnâfı edip İslambol ve Galata ve Eyüp ve Üsküdar ve tevâbi‘lerinde helâk olan ha[y]vânât-ı mezkûre derilerini dahi sağrıcı esnâfı iştirâ ve ıslâh ve tathîr [ve] isti‘mâl eden esnâfa değer bahâsıyla bey‘ edip ve hammâl tâ’ifesi ber-minvâl-i muharrer İslambol ve tevâbi‘inde helâk olan hayvânât-ı mezkûre derilerini on dörder para deri bahâ[sı] ve ikişer para hammâliyye ile bizlere bey‘ ve ba‘de’l-ıslâh bizlerden dahi isti‘mâl eden esnâf iştirâ edegelip nizâm-ı kadîmimiz bu vechle olup ile’l-ân düstûrü’l-‘amel ve hilâfıyla hareket olunagelmiş değil iken mezbûrân Ali ve diğer Ali ile refîkleri gâ’ibân ‘ani’l-meclis Ömer ve Osman nâm kimesneler bize mahsûs olan hayvânât-ı mezkûreden helâk olanları Üsküdar’da soyup ve derilerini ahz ve hafiyyeten âhara bey‘le nizâmımızın ihtilâline bâ‘is ve umûr-ı mühimmenin ta‘tîline bâdî olmuşlardır deyu teşekkî etdiklerinde anlar dahi husûs-ı mezkûr vech-i muharrer üzere olduğunu ikrâr ve fîmâ ba‘d ol makûle derileri ahz ve âhara bey‘le hilâf-ı nizâm-ı kadîm hareket etmeyip fi’at-ı kadîmesiyle sağrıcı esnâfı mezbûrûna bey‘e ta‘ahhüd ve herbiri tekeffül eylediklerinden sonra mezbûrların nefslerine ve hîn-i mutâlebede huzûr-ı hükkâma ihzârlarına Üsküdar sırık hammâlları kethüdâsı Hüseyin bin Mehmed kefîl olup ana dahi İstanbul hammâlları başkethüdâ vekîli Bayezid-oğlu Mehmed ile İstanbul Ağası İskelesi kethüdâsı Mehmed ve Ahurkapı kethüdâsı Ebubekir ve Çatladıkapı kethüdâsı Süleyman ve Cibali Kapısı kethüdâsı es-Seyyid Hasan ve Ayazma Kapısı kethüdâsı es-Seyyid Yusuf ve Defterdar İskelesi kethüdâsı Hasan ve Edirne Kapısı kethüdâsı es-Seyyid Hüseyin nâm kimesnelerden herbiri tekeffül etmeleriyle kefâletleri ba‘de’t-tescîl sağrıcı esnâfı mezbûrûn dahi kefâletlerini kabûl ve vech-i meşrûh üzere yedlerine tuğrâ-i garrâyı hâvî emr-i ‘âlîşân ihsân buyurulmasını istid‘â-ı ‘inâyet eyledikleri iltimâslarıyla huzûr-ı ‘âlîlerine i‘lâm olundu el-emru li-veliyyi’l-emr fi’l-yevmi’s-sâdis min Cumâdelûlâ li-seneti semân ve semânîn ve mi’e ve elf.

資料２　花卉供給に関する法廷記録（IŞS, n. 43, pp. 9b-10a）

ローマ字転写

Ma‘rûz

Âsitâne-i ‘aliyye ve medîne-i Üsküdar ve Boğaziçi ve mahall-i sâ’irede olup şükûfe gars ve bey‘iyle me’lûf olan kimesnelerden Üsküdar’da sâkin kethüdâ vekîli Mehmed Çelebi ve Feyzullah Çelebi ve Hüseyin Beşe ve Derviş Ahmed ve el-Hac Mehmed ve Ali Çelebi ve Ahmed Beşe ve diğer Ahmed Beşe ve es-Seyyid Mehmed ve el-Hac Veliyyüddin ve Hasan Usta ve sâ’irleri meclis-i şer‘-i münîrde bağçevânlar kethüdâsı es-Seyyid İsmail Ağa hâzır olduğu hâlde koltukcu ta‘bîr olunur esvâk ve mahallât aralarında sepet ile şükûfe bey‘ eden tâ‘ifeden Halil ve Mehmed Emin ve Osman ve Mehmed ve Süleyman ve Mehmed Odabaşı ve el-Hac İbrahim ve sâ’irleri muvâcehesinde bizler ve içimizden olan ihtiyâr ve ‘alîl kimesneler ve hâtûnlar kadîmü’l-eyyâmdan beri Üsküdar ve Boğaziçi ve mahall-i sâ’irede şükûfe garsıyla me’lûf olup hâsıl eylediğimiz şükûfeleri kayıkcılar tâ’ifesine verip İstanbul’da emînimiz olan el-Hac Feyzullah ve es-Seyyid Mehmed ve Sarı İsmail ve Ali Usta ve sâ’ir kimesnelere irsâl anlardan dahi Âsitâne-i ‘aliyye[’de] olan Çiçekcibaşılar kendilere kifâyet mikdârını iştirâ mâ‘adâsını mezbûrlar alıp esvâk ve mahallât aralarında bey‘ ve fürûht etmek mu‘tâd iken koltukcu tâ’ifesi mezbûrûndan işbu Halil şükûfeci kethüdâlığı ve el-Hac İbrahim yiğitbaşılığı iddi‘âsıyla mezbûrları iğfâl ve tahrîk ve önlerine düşüp kethüdâ ve yiğitabaşı nasb ve ta‘yîn etdirilip ve gelen şükûfeyi ümenâmız ahz etmeyip kendileri alıp istedikleri gibi bey‘ etmek dâ‘îyesinde olup bu takdîrce şukûfe garsıyla me’lûf olan tâ’ifenin her biri vakt vakt hâsıl eyledikleri ednâ mikdâr şükûfelerini bey‘ etmek için sayf ve şitâda İstanbul’a gelmeğe muhtâc bu sûret ise umûr-ı müte‘assireden olmağla kesbimizin muzâyakasına bâ‘is ve girftâr-ı meşâkk-ı ‘azîm olmamıza bâdî ve vakt ve zamânıyla Âsitâne-i ‘aliyye’de şükûfe bulunmamasına sebeb bir hâlet gayr-i merziyye olup ve koltukcu tâ’ifesi mezbûrûn işbu yedimizde olan iki kıt‘a emr-i ‘âlîşânda zikr ve beyân ve tasrîh ve ‘ayân kılındığı üzere koltukcu tâ’ifesi elli beş senesinde kendi üzerlerine bir kimesneyi kethudâ nasb ve ta‘yîn ve ‘askerîden berât etdirip ihtilâl-ı nizâm-ı kadîme bâdî olduklarında şükûfeciyân başka esnâf ‘add olunmayıp ve şükûfeciyânın iktizâ edip umûrları ez-kadîm bağçevânlar kethüdâsı tarafından rü’yet olunduğundan berât-ı mezkûrun kaydı mahallinden terkîn ve kadîmîsi üzere müstakillen İstanbul bağçevân kethüdâsına zabt etdirildiği sarâhaten tahrîr olunmuşdur deyip min külli’l-vücûh? takrîrlerine mutâbık iki kıt‘a emr-i ‘âlîşân ibrâz eylediklerinde koltukcu tâ’ifesinden mezbûrânın hilâf-ı emr-i ‘âlî ve mugâyir-i şurût-ı nizâm îrâd eylediklerî kelimât-ı vâhiyelerinden tâ’ife-i merkûmeyi mezbûrânın tahrîk eyledikleri münfehim olmağla kelâmlarına i‘tibâr olunmayup iktizâ iden umûr ve husûsları kadîmîsi ve emreyn-i şerîfeyn mantûkları üzere İstanbul bağçevânları kethüdâsı olanlar rü’yet ve fîmâ ba‘d koltukcu tâ’ifesi hilâf-ı emr-i ‘âlî ve mugâyir-i şurût hareket etmeyip ‘ırzlarıyla mukayyed ve kesbleriyle meşgûl olmak üzere cümlesine tenbîh olundukda mezbûrân Halil ve el-Hac İbrahim dahi kethudâ ve yiğitbaşılık sevdâsından fârig ve keff-i yed ve ba‘de’l-yevm tâ’ife-i mezbûrenin önlerine düşüp hilâf-ı emr-i ‘âlî ve mugâyir-i şurût harekete cesâret ederse diyâr-ı âhara nefy ve iclâ olunmağa râzîler oldukları İstanbul mahkemesinden huzûr-ı ‘âlîlerine i‘lâm olundu fî 17 min Zâ sene 1192.